

島根県地域勤務医師
(地域枠・奨学金貸与医師等)

キャリア形成プログラム
(案)

今後の策定スケジュール (案)

2019. 2 月	専門医プログラム責任者へ確認①
2019. 3 月 4 日	島根県地域医療支援会議①
2019. 4 月～	専門医プログラム責任者へ確認②
2019. ～7 月	島根県地域医療支援会議② ……決定

島 根 県

(一般社団法人) しまね地域医療支援センター

島根県地域勤務医師（地域枠・奨学金貸与医師等）キャリア形成プログラム（案）

1. 趣旨

医療法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、島根県の地域枠制度により入学し卒業した医師や奨学金の貸与を受けた医師等について、円滑な地域勤務と能力の開発・向上が両立できるよう、このキャリア形成プログラムを作成しました。

2. 適用対象者

このキャリア形成プログラムは、次に掲げる医師に対し適用します。

(1) 島根大学医学部を次の選抜区分により入学し卒業した医師

- ① 地域枠
- ② 緊急医師確保対策枠
- ③ 県内定着枠
- ④ 学土地域枠

(2) 鳥取大学医学部を次の選抜区分により入学し卒業した医師

- 島根県枠

(3) 島根県から奨学金の貸与を受けた医師（(1)及び(2)により奨学金の貸与を受けた者を除く。）

(4) 自治医科大学医学部を次の選抜区分により入学し卒業した医師

- 島根県出身

(5) 次に掲げる者その他このキャリア形成プログラムの適用を希望する医師

- ① 島根県内の市町村から奨学金の貸与を受けた医師
- ② 島根県内の病院から奨学金の貸与を受けた医師

3. 対象期間等

2の適用対象者ごとのキャリア形成プログラムの対象期間、義務履行としての県内勤務期間、うち過疎地域勤務期間は、次のとおりです。

(1) 島根大学地域枠・県内定着枠・学土地域枠、奨学金貸与医師（2の(1)①③④、(3)の適用対象者)

適用対象者 (奨学金貸与開始年度別)	対象 期間 (卒後)	県内 勤務 期間	うち 過疎地域 勤務期間	初期臨床 研修期間 の取扱い
2018(H30)年度以降貸与者	貸与期間 の2倍の 期間	貸与期間 の3/2 の期間	貸与期間 の2/3 の期間	初期研修期間は左 の期間に算入する
2015(H27)年度以降貸与者 (2006(H18)年度以降貸与者の うち県が承認した者を含む)	〃	貸与期間 と同年数	貸与期間 の1/2 の期間	〃
2006(H18)年度以降貸与者	貸与期間 の3倍の 期間	〃	〃	初期研修期間は左 の期間に含めない

注1) 島根大学地域枠・県内定着枠の2015(H27)年度以降入学者は、県内病院のプログラムにより初期及び後期の研修を受けることが必須です。

注2) 島根大学地域枠の入学者で奨学金の貸与を受けなかった医師も、入学時に奨学金貸与を受けた者と同等のキャリア形成プログラムが適用されます。

注3) 島根大学学土地域枠の入学者は、過疎地域勤務の義務はありませんが、2014(H26)年度以前の入学者は島根大学医学部附属病院プログラムにより初期研修を、2015(H27)年度以降の入学者は県内病院のプログラムにより初期及び後期の研修を受けることが必須です。

(2) 島根大学緊急医師確保対策枠(2の(1)②の適用対象者)

適用対象者 (奨学金貸与開始年度別)	対象 期間 (卒後)	県内 勤務 期間	うち 過疎地域 勤務期間	初期臨床 研修期間 の取扱い
2015(H27)年度以降貸与者 (2009(H21)年度以降貸与者の うち県が承認した者を含む)	貸与期間 の2倍の 期間	貸与期間 の3/2 の期間	貸与期間 の2/3 の期間	初期研修期間は左 の期間に算入する
2009(H21)年度以降貸与者	貸与期間 の3倍の 期間	〃	〃	初期研修期間は左 の期間に含めない

注1) 2015(H27)年度以降の入学者は、県内病院のプログラムにより初期及び後期の研修を受けることが必須です。

(3) 鳥取大学島根県枠(2の(2)の適用対象者)

適用対象者 (奨学金貸与開始年度別)	対象 期間 (卒後)	県内 勤務 期間	うち 過疎地域 勤務期間	初期臨床 研修期間 の取扱い
2015(H27)年度以降貸与者 (2010(H22)年度以降貸与者の うち県が承認した者を含む)	貸与期間 の2倍の 期間	貸与期間 と同年数	貸与期間 の1/2 の期間	初期研修期間は左 の期間に算入する
2010(H22)年度以降貸与者	貸与期間 の3倍の 期間	〃	〃	初期研修期間は左 の期間に含めない

(4) 自治医科大学島根県出願(2の(4)の適用対象者)

適用対象者 (修学資金貸与年度別)	対象 期間 (卒後)	県内 勤務 期間	うち 過疎地域 勤務期間	初期臨床 研修期間 の取扱い
2010(H22)年度以降貸与者	貸与期間 の3/2 の期間	貸与期間 の3/2 の期間	県内勤務 の1/2 の期間	初期研修期間は県 内勤務期間に算入 する

- (5) 市町村奨学金貸与医師等(2の(5)の適用対象者)
別に定めます。

4. 対象医療機関等

3の対象期間に義務履行の要件を満たす対象医療機関は次のとおりです。

- (1) 県内勤務期間の要件を満たす「指定医療機関」
- (2) 指定医療機関のうち過疎地域勤務期間の要件を満たす「特定地域医療機関」
- (3) 指定医療機関のうち「初期臨床研修病院」

指定医療機関及び特定地域医療機関 (2019年4月時点)

圏域	指定医療機関	特定地域医療機関	初期臨床研修病院	圏域	指定医療機関	特定地域医療機関	初期臨床研修病院
松江	松江市立病院		○	大田	大田市立病院	○	○
	松江保健生活協同組合総合病院 松江生協病院		○		医療法人恵和会 石東病院	○	
	日本赤十字社 松江赤十字病院		○		社会医療法人仁寿会 加藤病院	○	
	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター				邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	○	
	医療法人青葉会 松江青葉病院			浜田	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	○	○
	社会福祉法人島根整枝学園 東部島根医療福祉センター				社会医療法人清和会 西川病院	○	
	医療法人仁風会 八雲病院				社会福祉法人島根整枝学園 西部島根医療福祉センター	○	
	医療法人同仁会 こなんホスピタル				社会福祉法人恩賜財団済生会 島根県済生会江津総合病院	○	
	安来市立病院	○			日本赤十字社 益田赤十字病院	○	○
	社会医療法人昌林会 安来第一病院	○			公益社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター医師会病院	○	
雲南	雲南市立病院	○		益田	社会医療法人正光会 松ヶ丘病院	○	
	医療法人陶朋会 平成記念病院	○			津和野共存病院	○	
	奥出雲町立 奥出雲病院	○			社会医療法人石州会 六日市病院	○	
	飯南町立 飯南病院	○		隠岐	隠岐広域連合立 隠岐病院	○	
			隠岐広域連合立 隠岐島前病院		○		
出雲	出雲医療生活協同組合 出雲市民病院			※上記のほか、公立診療所(保健所含む)も指定医療機関等に含まれます。			
	島根県立中央病院		○				
	国立大学法人 島根大学医学部附属病院		○				
	出雲市立総合医療センター						
	島根県立こころの医療センター						
医療法人同仁会 海星病院							

5. 診療科別モデルプログラム(コース選択モデル)

2の適用対象者は、3の対象期間における義務履行を踏まえて、4の対象医療機関での勤務と並行して、自らのキャリア形成に必要な専門医の研修プログラムを受けることができます。

基幹病院ごとの診療科別のモデルプログラム(コース選択モデル)は、次のとおりです。

- (1) 島根大学医学部附属病院モデルプログラム ……別掲1
- (2) 島根県立中央病院モデルプログラム ……別掲2
- (3) 島根県立こころの医療センターモデルプログラム ……別掲3
- (4) 島根総合診療専門医育成ネットワークモデルプログラム ……別掲4
- (5) 鳥取大学医学部附属病院モデルプログラム ……(別に定めます。)

6. キャリアプラン

2の適用対象者は、3の対象期間における義務履行が終了するまで、毎年1回、指定日までに、翌年度以降の対象期間の勤務計画（キャリアプラン）を届け出てください。

7. 翌年度の勤務計画の調整

2の適用対象者が翌年度に勤務する指定医療機関の選定は、次の要領で調整します。

- (1) 適用対象者の希望
- (2) 島根大学医学部地域枠推薦の出身市町村長等の希望
- (3) 現在勤務する医療機関等との調整
- (4) 関連する大学医局との調整
- (5) 適用対象者全体の翌年度の勤務計画案を策定

8. 翌年度の勤務計画の決定、公表

7の適用対象者全体の翌年度の勤務計画は、次の要領で決定します。

- (1) 適用対象者全体の翌年度の勤務計画案を島根県地域医療支援会議で協議
- (2) 協議が整った内容について、個人情報保護を図った上で人数等を公表

9. 対象期間の延長等

3の対象期間において、次の事由により指定医療機関で診療に従事できない期間がある場合は、対象期間の延長を願い出ることができます。

- (1) 疾病、負傷、育児等による休職、休業等
- (2) 指定医療機関の長の指示による県外研修等（3年以内で知事が認めた場合）

附 則

このキャリア形成プログラムは、2019年〇月〇日から施行し、2019年4月1日から適用します。